

## 公益財団法人高松宮妃癌研究基金

# 役員、評議員及び顧問の報酬等並びに費用に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人高松宮妃癌研究基金（以下「この法人」という。）の定款第19条第3項、第38条第3項及び第40条第7項の規定に基づき、役員、評議員及び顧問の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を計ることとする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第15条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 顧問とは、定款第40条に基づき置かれる者をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員、評議員及び顧問に対し、職務執行の対価として報酬または謝金を支給することができる。これらの報酬は、費用とは明確に区分されるものとする。

2 この法人は、常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。

### (報酬等の額の決定)

第4条 役員、評議員及び顧問の報酬額または謝金額は、別表第1を基準として、評議員会の決議により、決めるものとする。

- 2 常勤役員に対する退職手当は、別表第2に定める算式により算出し、評議員会の決議により、決めるものとする。
- 3 退職手当は、役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任または死亡により退任した者に支給されるものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

### (報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、年間報酬額を月割りにして、毎月25日に支払うものとする。月払い報酬額の年間累計が年間報酬額を下回る場合、その差額は、毎年7月、12月

の報酬支給時に年間報酬額の一部の調整報酬として支給する。ただし、非常勤理事長に対する報酬は毎年6月及び12月に支給することができる。非常勤役員、評議員及び顧問の報酬または謝金にあっては、理事会、評議員会等の会議に出席の都度、支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 費用とは、職務の遂行に当つて必要な旅費（交通費、宿泊費及び日当を含む。）通勤費、手数料等の経費であり、報酬とは明確に区分されるものとする。

2 この法人は、役員、評議員及び顧問がその職務の執行に当たつて負担する費用については、遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

3 旅費の算定は、別に定める「旅費支給規程」による。

4 常勤役員またはそれに準ずる勤務状況にある非常勤役員については、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもつて、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則 1. この規程は、公益財団法人高松宮妃癌研究基金の設立の登記の日から施行する。  
2. この規程の改訂は、平成22年6月18日から施行する。  
3. この規程の改訂は、平成31年3月15日から適用する。

別表第1 役員等の報酬額

理事長（常勤）	800万円以内（年間総額）
理事長（非常勤）	100万円以内（年間総額）
常務理事	700万円以内（年間総額）
非常勤役員、評議員及び顧問	
理事会、評議員会等の会議に出席の都度、一律 10,000 円 (税引き後金額)	

別表第2 常勤役員退職手当の算出要領

(算出数式) 報酬年額 ÷ 12 × 在職年数 × 係数

なお、報酬月額の算出においては、100円未満の端数は切り上げる。

係数	勤続 5 年までの期間	1.0
	勤続 5 年をこえ 10 年までの期間	1.4
	勤続 10 年をこえ 20 年までの期間	1.8
	勤続 20 年をこえる期間	1.0